

堺市立泉北高倉小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。
- * 「いじめ」を判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを含む。
- * 「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

上記のいじめの定義を踏まえ、本校のすべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、以下の4点を共通理解のうえ、対応する。

- (1) いじめは重大な人権侵害であり、中には犯罪行為として取り扱われるべきものもあり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめを受けた児童の立場に立ち、指導・支援を行い、当該児童を守り通す。
- (3) いじめた児童に対しては、毅然とした態度で粘り強く指導し、継続して支援も行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. いじめの未然防止について

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりをすすめる。
- (2) わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。授業についていけない焦りや学力についての不安などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい授業づくりに努める。
- (3) 各学年に応じた授業を系統立てて作成し、毎年実施する。
- (4) 児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育む。
- (5) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (6) いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。

- (7) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実を図る。
- (8) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検し改善を図る。
- (9) 学校生活での悩みの解消を図るため、担任による心のケアや生徒指導主事等との連携による組織的な対応を行う。
- (10) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で「いじめ」を誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (11) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (12) 保護者対象の研修会の開催や、ホームページ、学校・学年だより等によるいじめ防止の啓発活動に努める。

3. いじめの早期発見について

いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの視点を持ち、学校・家庭・地域が連携して積極的に認知することに努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。[いじめ対応チェックシート等を活用する。]
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。
[いじめアンケート調査・教育相談・生活振り返りシートを行う。]
- (3) 子どもの行動を注視する。[いじめ対応チェックシートやネットいじめ防止教室を活用する。]
- (4) 校内の相談体制を整備する。[いじめを訴えやすい体制を整える。子ども・保護者への相談窓口・機関を周知する。]
- (5) 校内で情報を共有する。[積極的に情報交換・共有する。]
- (6) 保護者と情報を共有する。[連絡帳を活用する。電話連絡、家庭訪問等を行う。]
- (7) 地域と日常的に連携する。[地域行事に積極的に参加し情報収集に努める。関係機関からの情報収集等を行う。]

4. いじめの早期解決について

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめた児童には、いじめが人権侵害・犯罪行為であることを指導し、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられるように、教育環境の確保に努める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り合う。
- (8) いじめ記録シートを用いて情報を共有し、全教職員でいじめ事象の悪化、再発を防ぐ。

5. いじめアンケート調査及び教育相談の実施について

学期ごとにいじめアンケート調査、教育相談を実施する。

また、状況に応じ、アンケート調査を行い、迅速に適切な対応を行う。

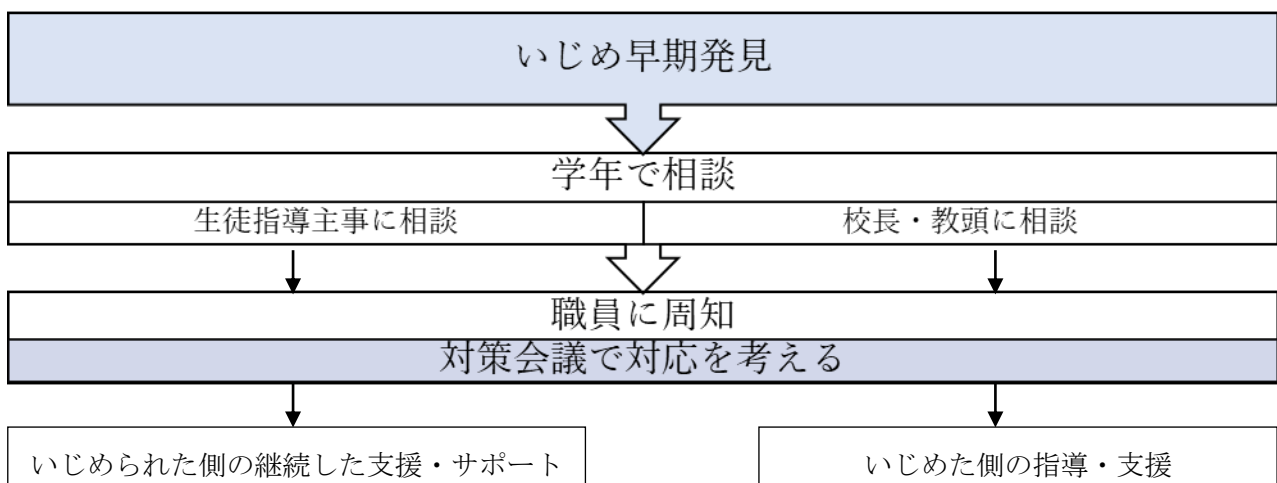
6. 「いじめ対策委員会」の設置および校内研修の実施について

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係学級担任を構成員とし、「いじめ対策委員会」を設置する。(必要に応じて、中学校区に配置されたスクールカウンセラーに要請する。) 本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

7. いじめに対する措置について

- *いじめを受けた児童の安全を最優先に確保し、指導・支援する。さらに、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して支援を行う。
また、いじめを知らせてきた児童を守り通す。
- *いじめた児童に対しては、毅然とした態度で粘り強く指導し、継続して支援も行う。
- *いじめを受けた保護者には、家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝え、対応方針を説明する。
- *いじめた児童の保護者には、迅速に事実関係を連絡し、連携して対応を行えるよう理解と協力を求める。

◆いじめの対応に当たる組織・対応の流れについて



- (1) いじめを発見・児童保護者からの通報を受けた教職員は、管理職・生徒指導主事・学年主任等に直ちに報告し、迅速に情報を共有する。
- (2) 「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係のある児童から事実関係を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 「いじめ対策委員会」を開催し、いじめに対する指導方針・指導体制を決定する。
- (4) いじめに関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たり、引き継ぎや情報提供できる体制をとる。
- (5) 重大事態等いじめの態様に応じて、スクールカウンセラーや弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家に参加を要請し対応する。
- (6) いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るため、校内研修の充実に努める。

8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールやブログ等を悪用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。

<未然防止>

- (1) 小学4年生を対象に「ネットいじめ防止教室」を実施する。
- (2) 高学年を中心に、各学年に応じた情報モラル及び情報リテラシー教育を行う。
- (3) 保護者啓発のため、ホームページ、学校・学年だより等にもネットいじめ防止についての情報提供を行い、情報モラル及び情報リテラシーの向上に向け理解と協力を求める。
- (4) ネット上のトラブルにより、児童が悩みを抱え込まないように、関係機関の相談の受付などの取組を周知する。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局、警察等に連絡し協力を求める。

9. いじめ防止対策における留意事項について

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを訴えた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、担任の先生等に知らせる勇気を持つよう指導する。(傍観者への指導)
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(観衆への指導)
- (5) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の実態や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に向けた取組を行う。
- (6) 教員評価（自己診断）においては、いじめ事象への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、相談体制の確立、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

10. 重大事態への対処について

重大事態の意味（法第28条1項）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

* 「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめの被害を受けた児童の状況に着目して判断する。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な被害を被った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

* 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

* 児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

<学校による調査>

重大事態の発生と報告について

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会を通して市長に、事態発生を報告する。

②重大事態の調査主体と調査組織

調査は、当該事態に対処するとともに、同様の事態の発生の防止に資するために行う。

[調査組織]

「いじめ対策委員会」を中心に、重大事態の状況に応じて、スクールカウンセラーや弁護士、心理・福祉等の専門家を加えて、調査を行う。

③実施する調査の内容

調査は、アンケートの活用、その他の適切な方法により、重大事態にかかる事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

◎いじめの被害を受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙や聴き取り）を行う。
- ・ いじめを受けた児童の情報を提供した児童を守ることを最優先に調査を行う。
- ・ 調査による事実関係を確認する。

- ・いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめを受けた児童から事情や心情を聴き取り、状況にあわせた継続的なケアを行い、学校復帰に向けた支援や学習支援等を行う。

◎いじめの被害を受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめを受けた児童の保護者の意向を十分に聴き取り、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。(調査方法は、質問紙や聴き取り調査等)

④いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。(他の児童や関係者の個人情報等に十分配慮する)

調査結果については、教育委員会に報告し、教育委員会を通して市長に報告する。

11. いじめ防止に関する年間指導計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等
4	入学式 始業式 対面式 学習参観・懇談会 家庭訪問（希望制）	生徒指導情報交換会【毎月実施】 いじめ・不登校対策委員会【適宜実施】	特別活動	管理職・主幹・生徒指導主事・養護教諭・学年主任等 児童会担当	
5	家庭訪問（希望制） 体育参観 校外学習	たてわり活動「なかよしタイム」 あいさつ週間 いじめアンケート 教育相談期間「先生あのねタイム」	特別活動 道徳	児童会担当 学級担任 生徒指導主事	
6	スポーツテスト 学校水泳	なかよしタイム 非行防止教室（5年）	道徳 体育	児童会担当	PTA・校区自治会 警察署
7	個人懇談会 終業式	なかよしタイム 平和学習 教科・人権・特別支援・生徒指導等に関する教職員研修 いじめ・不登校対策委員会（1学期の取り組みの検証） 非行防止教室（6年） ネットいじめ防止教室（4年）	総合的な学習の時間	児童会担当 人権主担 学級担任 生徒指導主事	外部講師 警察 外部講師
8	始業式	P T A主催サマーフェスタ 旧高倉台小跡地手持ち花火大会		管理職	PTA PTA・校区自治会
9		あいさつ週間 キャリア教育出前授業（6年）	道徳	児童会担当 管理職	近畿大学・PTA
10	フリー参観 修学旅行	なかよしタイム いじめアンケート 教育相談期間「先生あのねタイム」 校区主催「高倉秋まつり」	道徳	児童会担当 学級担任 生徒指導主事	PTA・校区自治会
11	土曜参観 林間学校 個人懇談会	なかよしタイム 校内図工展 校区主催「泉北高倉ふれあいまつり」	図工 総合的な学習の時間	児童会担当 学級担任	PTA・校区自治会
12	にんげん学習交流会（6年） 終業式	なかよしタイム 校区清掃活動 いじめ・不登校対策委員会（2学期の取り組みの検証）	特別活動 道徳	児童会担当 生徒指導主事	PTA・校区自治会
1	始業式	なかよしタイム 教育相談期間「先生あのねタイム」 薬物乱用防止教室 「いのちのはじまり」学習 学校評価（児童・保護者） 自己評価（教職員）	特別活動 保健 総合的な学習の時間	児童会担当 学級担任 生徒指導主事 養護教諭 管理職	警察署 保健師
2	学習参観 6年 お別れ遠足 新入生保護者説明会	あいさつ週間 いじめアンケート こども園との交流	道徳 特別活動	児童会担当 学級担任 1年 管理職	平和の園
3	卒業式 修了式	なかよしタイム 校区清掃活動（健全育成協議会） 6年生を送る会 学校関係者評価会議 いじめ・不登校対策委員会（3学期の取り組みの検証）	特別活動	児童会担当 生徒指導主事・6年 管理職 生徒指導主事	PTA・校区自治会 学校協議員